指定様式

法人による連帯保証に関する同意書

年　　月　　日

私は、下記の各号の事項に同意します。

1　埼玉県介護福祉士修学資金貸付（以下本貸付という）は貸付制度であり、本貸付の申請者である修学生氏名（　　）が貸付免除要件を満たさない場合は、貸付金について返還となります。

2　連帯保証人である法人は、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担するものとします。また、保証債務は延滞利子を包含するものとします。

3　連帯保証人は貸付決定後、原則変更出来ません。修学生が、退学や退職、他の法人へ転職する等、修学生との関係性に貸付申請時と変化が生じたとしても、連帯保証人としての契約は無効にならず、本貸付について返還免除または返還完了（完済）となるまでは連帯保証人としての契約は継続されます。

4　連帯保証人は債権者（埼玉県社会福祉協議会）から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求してほしい」と求めること（催告の抗弁）や、「借りた本人に返済に回る財産があるのでそこから返済してほしい」と求めること（検索の抗弁）はできません。

5　過去５年間において、下記①～⑤に該当している場合は連帯保証人となれません。

①営業の廃止又は解散をしている

②破産、民事再生、特別清算の申立てをしている

③財産上の信用に係る差押え、仮押さえ、仮処分を受けている

④財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けている

⑤営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている

6　連帯保証を引き受ける条件として、労働契約の締結を強制することや、本修学資金が免除されるまで、または返還が完済するまで働くことを約束させることで、修学生の退職や他法人への転職を妨げることは、労働基準法第１７条の前借金相殺の禁止等に抵触することを理解し、労働契約と本修学資金の貸付契約とは明確に分け、修学生の貴法人以外での就労や退職の自由を妨げません。

7　連帯保証を引き受けていることを理由として、修学生が退職等した際に、労働契約の不履行として違約金または損害賠償額を予定する契約をすることは、労働の強制あるいは修学生の自由意思を不当に拘束することになりかねず、労働基準法第１６条の賠償予定の禁止に抵触することを理解し、労働契約と本修学資金の貸付契約とは明確に分け、修学生の貴法人以外での就労や退職の自由を妨げません。

（連帯保証人）

法人名

代表者名
（職名・氏名）　　㊞

（宛先）
埼玉県社会福祉協議会会長